

1 日時・場所

平成 28 年 11 月 14 日（月）14:00～14:30

市役所 5 階第 7 会議室

2 出席者

委員 八ッ橋委員 若菜委員 牛尾委員 池上委員 楠本委員
(松岡委員、田中委員は欠席)

事務局 須藤福祉部長 浅羽福祉部次長 廣末国保健康課長 塚本副主幹 西海副主幹
阿部主任

傍聴者 なし

3 議題

- (1) 逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果及び答申書について
- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) その他

4 会議概要

- ・会議成立の報告
- ・資料確認

【議題 1】 逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果及び答申書について事務局より説明

(牛尾委員) このパブリックコメントに意見を寄せた方は、皆さん国民健康保険に加入している方なののでしょうか。それとも他の保険の方なののでしょうか。それによって受け止め方が違うと思います。

(事務局) 実際に国保に加入しているかどうかについて、意見提出の段階ではそこまでの内容は求めておりませんので、それについての記載はありません。国民健康保険に加入されている方だけの意見ではないと推測しています。

(牛尾委員) 一般会計からの繰入でもいいというのは不平等を感じるところですよね。それでもいいというのであれば、とても寛容だということになりますね。

(事務局) はい、確かに意見をくださった方が、それでもいいという前提で書いてくれているのであればそのとおりでございます。

(会長) 前回の意見募集時は 0 件でしたが、今回は 6 件ということで進歩しましたね。

(池上委員) 資料 1 の 2 ページ目で 2 番目の方のご意見と、4 番目の方のご意見に「保険料として収入すべき額に不足が生じる原因について、データが何も示されていない」と書いてあります。4 番目の方は「自分はちゃんと保険料を払っているのだから不足するとは考えられない」と書いてあります。不足するのはあたかも徴収できていないから不足す

るのではないかという意味にとれるのですが。この2番目の方のようなご意見があるからには、やはり国民健康保険料の保険料収入と実際に国民健康保険で支払われた医療費の割合を数字で示したらどうですか。このパブリックコメントを求めるにあたって、保険料収入はこれだけで、実際に医療にかかった金額はこれだけで、その足りない部分を一般会計から補填していますということ具体的数字で示されているのでしょうか。

(事務局) 実際、保険料収入と国や県等が負担すべき分があって、それが全体の予算・決算を構成しています。確かに保険料収入と実際の医療費との差がこれだけあって、不足分を一般会計から繰り入れているということ全体としてはお示ししているのですが、個々ではお示しできていない部分もあります。その部分について、一般会計繰入金金の補填とこれだけ差がありますという十分な説明になっているのかというと、確かにご指摘のとおり厳しい部分があります。ただ、全体としては本来保険料として収入するべき分があって、それについて、収納できていない部分も含めて不足するという説明はしていますが、収納率をこれだけ上げるとそれが賄えますというところは説明ができていないのが現状です。

(池上委員) ただいまの説明でだいたい分かりましたが、やはりこれから医療費がどんどん膨らんでいく中で、「実際にあなたたちが払った保険料がこれだけで、こんなにたくさんの医療費がかかっているんですよ」ということを国民健康保険の加入者に理解してもらうためには、数字でちゃんと示す必要があるんじゃないかと思います。やはり数字で示せば、パブリックコメントの5番目や6番目の方が書かれていたように「こんなに医療費がかかっているのであれば、自分でも少し健康に気をつけたり、自分で努力して病気にならないようにしましょう」という意識が出てくるのではないのでしょうか。加入者に「このままいくと保険料が値上げされる」という危機感を持っていただくためにも実際に支払った保険料収入と、使った医療費の間にこれだけ差があるんですよということをきちんと書いておいたほうがいいと思います。これは今後の努力ということでお願いします。

(事務局) 市としても、市民1人当たりの医療費や1人当たりの保険料を算出していますが、実際の保険料収入と、かかった医療費の乖離についてももしっかり説明していきたいと思っています。また、国民健康保険制度というのをより知っていただくという意味からもそのような改善努力は行っていきたいと思っています。

(池上委員) よろしくをお願いします。

(会長) 池上委員の啓発に関する意見について、事務局は努力していただきたいと思っています。今回、条例改正の部分に直接関わるような意見や反対する意見はないみたいですね。他はよろしいでしょうか。では、パブリックコメント及び答申書については了承することによってよろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

【議題2】 逗子市国民健康保険条例の一部改正について事務局より説明

(会長) 改正概要の2の部分で「第3号追加」という文言だけでよろしいのでしょうか。「10分の2を追加」と入れなくてもよろしいのでしょうか。

(事務局) 条文の中の文言としては「10分の2の軽減を新たに新設する」と記載します。

(会長) そういったことを踏まえて、この件も了承ということによろしいでしょうか。

(委員一同) はい。

(会長) それでは了承が得られたということで次の議題に移ります。

【議題3】 その他について

(事務局) 次回のスケジュール等について申し上げます。次回の今年度第3回国民健康保険運営協議会につきましては、来年2月の下旬頃の開催を予定しております。具体的な日程調整につきましては、別途こちらから連絡を差し上げます。第3回の議題の概要ですが、今回答申いただきました国民健康保険条例の一部を改正する件につきまして、12月の第4回定例会で提案し、そこで成立した場合には、成立した旨についてご報告させていただきたいと思っております。万が一、昨年同様に成立しなかった場合はその旨のご報告をさせていただくこととなります。あと、例年第3回の運営協議会におきましては、新年度の国民健康保険事業特別会計の予算案の説明をさせていただいておりますので、今年度の第3回におきましても、平成29年度の予算案の説明を議題としたいと思っております。併せて28年度中に補正予算として行われたもの、2月以降に補正として行う予定のもの等についても説明をさせていただきたいと思っております。主な議題としてはそのように予定しております。第3回のその他としては、前回少しご報告させていただきましたが、現在、各国民健康保険の保険者等において、データヘルス計画の策定が進んでいるということもあり、本市においても今年度鎌倉保健福祉事務所の協力を得ながら、逗子市のデータヘルス計画の策定を進めております。その策定の進捗状況をその他でご報告させていただきたいと思っております。あと、話としては早いのですが、現在の委員の皆さまの任期が29年3月末で切れますので、次回に委員の推薦等について改めてお願いをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 今の説明について何かご質問などございますでしょうか。ないようですので、本日の議題は全て終了いたしましたので、これで閉会させていただきます。

閉会